

広島県告示第百三十三号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和二年五月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所において縦覧に供する。

令和二年二月二十日

尾道糸崎港湾管理者 広島県

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

1 松永みなと大橋西地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 福山市高西町南の国土地理院四等三角点「高西南」（北緯三四度二五分四四秒五〇七一、東経一三三度一四分三八秒六一、標高三・二〇メートル）

基点一 基準点から一六四度二五分四六秒の方向一一・〇〇メートルの点

基点二 基点一から七五度二五分一九秒の方向五七・八二メートルの点

基点三 基点二から一六五度二五分一七秒の方向八七・八九メートルの点

基点四 基点三から二五五度一九分一二秒の方向五八・四九メートルの点

2 松永みなと大橋東地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線及び水際線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 福山市南松永町の国土地理院四等三角点「南松永」（北緯三四度二五分二二秒二五四九、東経一三三度一五分一〇秒〇二八六、標高二・七六メートル）

基点一 基準点から三二七度三一分一〇秒の方向七三三・五二メートルの点

基点二 基点一から二四七度一八分一六秒の方向六〇・五六メートルの点

基点三 基点二から三三七度一八分一五秒の方向九〇・〇五メートルの点

基点四 基点三から六六度四六分〇七秒の方向六二・一四メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物